報告第1号

専決処分事項報告について (和解及び損害賠償の額の決定)

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について(昭和53年12月22日議決)第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和7年2月21日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

7専第1号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について(昭和53年12月22日議決)第1項及び第2項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金586,300円を支払う。
- 2 相 手 方 所在地 枚方市岡東町19-1 ステーションヒル枚方 オフィスB6階 名 称 大阪府枚方土木事務所
- 3 示 談 日 令和7年2月6日
- 4 事案概要 四條畷市交野市清掃施設組合にダンプにより刈草を搬入した後、 国道168号を交野市方面に走行中、荷台が軽くなったことや雨 上がりの影響で後輪がスリップし、ガードレールに接触し損傷さ せたもの。
- 5 その他相手方修理費586,300円対物共済保険額586,300円市持出額0円

令和7年2月6日

交野市長 山 本 景